

四半期報告書

(第16期第1四半期)

自 平成22年4月1日
至 平成22年6月30日

株式会社エイジア

東京都品川区西五反田七丁目21番1号

表紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 事業等のリスク	4
3 経営上の重要な契約等	4
4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	4

第3 設備の状況	6
----------	---

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	7
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	11
(4) ライツプランの内容	11
(5) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(6) 大株主の状況	11
(7) 議決権の状況	12

2 株価の推移	12
---------	----

3 役員の状況	12
---------	----

第5 経理の状況	13
----------	----

1 四半期財務諸表

(1) 四半期貸借対照表	14
(2) 四半期損益計算書	15
(3) 四半期キャッシュ・フロー計算書	16

2 その他	25
-------	----

第二部 提出会社の保証会社等の情報	26
-------------------	----

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年8月13日
【四半期会計期間】	第16期第1四半期（自平成22年4月1日至平成22年6月30日）
【会社名】	株式会社エイジア
【英訳名】	AZIA CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 美濃 和男
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番1号
【電話番号】	03（6672）6788
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目21番1号
【電話番号】	03（6672）6788
【事務連絡者氏名】	専務取締役 中西 康治
【縦覧に供する場所】	株式会社 東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第15期 第1四半期 累計(会計)期間	第16期 第1四半期 累計(会計)期間	第15期
会計期間	自平成21年4月1日 至平成21年6月30日	自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	自平成21年4月1日 至平成22年3月31日
売上高(千円)	118,794	151,613	594,667
経常利益又は経常損失(△) (千円)	△9,150	14,733	56,872
四半期(当期)純利益又は 四半期純損失(△)(千円)	△8,987	13,006	47,411
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—
資本金(千円)	322,420	322,420	322,420
発行済株式総数(株)	11,631	11,631	11,631
純資産額(千円)	478,708	509,671	503,413
総資産額(千円)	572,511	631,588	638,943
1株当たり純資産額(円)	46,512.70	54,815.15	54,142.16
1株当たり四半期(当期)純利益又は 1株当たり四半期純損失金額(△) (円)	△833.43	1,398.87	4,647.30
潜在株式調整後1株当たり四半期(当 期)純利益金額(円)	—	1,387.53	—
1株当たり配当額(円)	—	—	750.00
自己資本比率(%)	83.6	80.7	78.8
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	△1,937	37,452	49,078
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△4,425	△15,593	△31,159
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△20,727	△4,443	△54,375
現金及び現金同等物の四半期末(期 末)残高(千円)	382,700	390,751	373,335
従業員数(人)	41	40	39

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第15期第1四半期累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

4. 第15期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

5. 持分法を適用した場合の投資利益につきましては、関連会社がないため記載を省略しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期会計期間において、該当事項はありません。

4 【従業員の状況】

提出会社の状況

平成22年6月30日現在

従業員数（人）	40（1）
---------	-------

（注）従業員数は就業人員（常用パートを含んでおります。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期会計期間の生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
アプリケーション開発事業 (千円)	25,061	—
受託開発事業 (千円)	29,970	—
合計 (千円)	55,031	—

- (注) 1. 金額は製造原価によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当第1四半期会計期間の受注状況をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高 (千円)	前年同四半期比 (%)	受注残高 (千円)	前年同四半期比 (%)
アプリケーション開発事業	129,651	—	37,535	—
受託開発事業	56,013	—	23,860	—
合計	185,665	—	61,395	—

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期会計期間の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	前年同四半期比 (%)
アプリケーション開発事業 (千円)	103,369	—
受託開発事業 (千円)	48,244	—
合計 (千円)	151,613	—

- (注) 1. 金額は販売価格によっております。
2. 前第1四半期会計期間及び当第1四半期会計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前第1四半期会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年6月30日)		当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ティーシス・ジャパン株式会社	21,914	18.4	17,262	11.4

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第1四半期会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第1四半期会計期間（平成22年4月1日～平成22年6月30日）におけるわが国の経済は、企業収益の改善や個人消費の持ち直しなどにより、景気は回復傾向にあるものの、不安定な雇用情勢や海外経済の下振れ、デフレ傾向の強まりなど、引き続き予断を許さない状況にあります。当社が属する情報サービス産業においても、IT投資を抑制する企業は依然として多く、厳しい競争環境が続いています。

このような状況の下、当事業年度（平成22年4月1日～平成23年3月31日）は、収益改善策として前事業年度に取り組んだ利益率の高いASP・SaaS※の増強を継続しつつ、中長期的な視点での当社の発展のため、新しい成長エンジンを発掘・育成することに注力してまいります。アプリケーション開発事業に比べると特色や利幅の薄い受託開発事業は思い切って縮小し、アプリケーション開発事業や新規事業のテストマーケティング等の業務への再配置を進めています。

これらの結果、当第1四半期会計期間においては、売上高151,613千円（前年同期比27.6%増）、営業利益14,554千円（前年同期は営業損失9,075千円）、経常利益14,733千円（前年同期は経常損失9,150千円）、四半期純利益13,006千円（前年同期は四半期純損失8,987千円）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

①アプリケーション開発事業

増強中のASP・SaaS案件がおおよそ順調に進んだことに加え、比較的大型の案件の受注もあったため、売上高は103,369千円（前年同期比44.9%増）となりました。

②受託開発事業

前述のとおり、新しい成長エンジン発掘のため、発展的に事業を縮小中ですが、既存案件の納品等により、売上高は48,244千円（前年同期比1.6%増）となりました。

※ASP・SaaS（エーエスピー・ソース）

ソフトウェア提供者（この場合、当社）が管理するサーバー上で稼動しているソフトウェアを、ユーザー企業がインターネット経由でサービスとして利用する形態。ユーザー企業は、サーバー・ソフトウェアの管理やライセンス費用の負担なく、毎月の使用料を支払うことで、比較的安価な利用が可能となる。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は、前事業年度末に比べ7,354千円減少し、631,588千円（前事業年度末比1.2%減）となりました。

流動資産は、前事業年度末に比べ現金及び預金が17,445千円増加した一方で、受取手形及び売掛金が53,337千円減少したことにより27,980千円減少いたしました。固定資産は、前事業年度末に比べ有形固定資産が17,907千円増加したことにより20,625千円増加いたしました。

当第1四半期会計期間末の負債は、前事業年度末に比べ13,611千円減少し、121,917千円（前事業年度末比10.0%減）となりました。

流動負債は、前事業年度末に比べ買掛金が14,975千円減少したことにより22,179千円減少いたしました。固定負債は、当第1四半期会計期間より資産除去債務6,847千円を計上したことにより、8,567千円増加いたしました。

当第1四半期会計期間末の純資産は、前事業年度に比べ6,257千円増加し、509,671千円（前事業年度末比1.2%増）となりました。これは、剰余金の配当により6,973千円減少した一方で、四半期純利益13,006千円を計上したことによるものであります。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期会計期間末における現金及び現金同等物残高は、前事業年度末に比べ17,415千円増加し、390,751千円(前事業年度末比4.7%増)となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な発生要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において営業活動の結果得られた資金は、37,452千円(前年同期に支払われた資金1,937千円)となりました。主な資金減少要因として仕入債務の減少額14,975千円、本社移転損失引当金の減少額6,880千円があったものの、主な資金増加要因として売上債権の減少額53,337千円、税引前四半期純利益15,695千円があったことによるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において投資活動の結果支払われた資金は、15,593千円(前年同期に支払われた資金4,425千円)となりました。主な要因は、有形固定資産の取得による支出13,140千円、定期預金の預入による支出1,529千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期会計期間において財務活動の結果支払われた資金は、4,443千円(前年同期に支払われた資金20,727千円)となりました。これは、配当金の支払額によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期会計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(5) 研究開発活動

当第1四半期会計期間における研究開発費の総額は、10,495千円であります。

なお、当第1四半期会計期間において、当社の研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期会計期間において、重要な資産の除却又は売却はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	46,260
計	46,260

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成22年8月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,631	11,631	東京証券取引所 マザーズ	当社は単元株制度を採用しておりません。
計	11,631	11,631	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には平成22年8月1日からこの四半期報告書の提出日までの新株予約権等の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

(平成14年12月16日臨時株主総会特別決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	83
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	249 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	33,334 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成17年12月1日から 平成24年12月16日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 33,334 資本組入額 16,667
新株予約権の行使の条件	(注) 4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

株式分割又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的たる株式の数は次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

なお、調整の結果生ずる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により各新株予約権の行使により発行される株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後生じた株式数の調整事由に基づく株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前株式数に適切に反映したうえで、調整後株式数を算出するものとする。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合は除く。）は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たりの行使価額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、新株予約権発行日後に当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、発行価額の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

4. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の当社取締役又は従業員以外の第三者への譲渡、質入その他の処分は認めない。
- ②新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。
- ③新株予約権者は新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成16年11月12日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	19
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	57 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	93,334 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成18年12月1日から 平成26年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 93,334 資本組入額 46,667
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき(新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(平成16年10月25日臨時株主総会特別決議 平成17年4月22日取締役会決議に基づく発行)

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年6月30日)
新株予約権の数(個)	9
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	27 (注) 1, 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	247,000 (注) 1, 3
新株予約権の行使期間	平成19年5月1日から 平成26年9月30日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 247,000 資本組入額 123,500
新株予約権の行使の条件	①新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することとし、新株予約権者が死亡した場合、相続人はこれを行使できないものとする。 ②新株予約権発行時において当社取締役及び従業員並びに監査役であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員又は従業員或いは監査役であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りでない。 ③この他の条件は、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と対象者との間で締結する「新株予約権付与契約」で定めるところによる。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 平成17年3月3日開催の取締役会決議に基づき、平成17年3月31日現在の株主に対し平成17年6月1日をもって1株を3株に分割する株式分割を行っており、その影響を調整しております。

2. 新株予約権の目的となる株式の数の調整について

当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の株式については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

3. 新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の調整について

新株予約権発行後、当社が時価を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするとき（新株予約権の行使及び平成14年4月1日改正前商法第280条ノ19に基づく新株引受権並びに新株引受権付社債に付された新株引受権の行使の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行又は処分株式数} \times \text{1株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により払込価額を調整し、1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込価額の調整を行う。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成22年4月1日～ 平成22年6月30日 (注)	—	11,631	—	322,420	697	697

(注) 会社法第445条第4項の規定に基づき、資本準備金697千円を積み立てております。

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年6月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 2,333	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 9,298	9,298	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	11,631	—	—
総株主の議決権	—	9,298	—

② 【自己株式等】

平成22年6月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社エイジア	東京都品川区西五反田七丁目21番1号	2,333	—	2,333	20.06
計	—	2,333	—	2,333	20.06

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年4月	5月	6月
最高 (円)	71,000	72,200	52,500
最低 (円)	34,300	39,900	39,400

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所マザーズにおけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号。以下「四半期財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正前の四半期財務諸表等規則に基づき、当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）は、改正後の四半期財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び前第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び当第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、四半期連結財務諸表を作成しておりません。

1 【四半期財務諸表】
 (1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末に係る 要約貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	421,065	403,620
受取手形及び売掛金	75,284	128,622
仕掛品	4,644	3,741
その他	22,582	16,330
貸倒引当金	△1,069	△1,826
流動資産合計	522,508	550,488
固定資産		
有形固定資産	※ 26,524	※ 8,616
無形固定資産	13,891	14,634
投資その他の資産		
その他	68,795	65,333
貸倒引当金	△130	△130
投資その他の資産合計	68,665	65,203
固定資産合計	109,080	88,454
資産合計	631,588	638,943
負債の部		
流動負債		
買掛金	6,059	21,034
未払法人税等	630	1,994
製品保証引当金	134	361
賞与引当金	2,002	7,685
本社移転損失引当金	—	6,880
その他	91,176	84,226
流動負債合計	100,004	122,183
固定負債		
長期前受収益	8,500	9,549
資産除去債務	6,847	—
その他	6,565	3,795
固定負債合計	21,913	13,345
負債合計	121,917	135,529
純資産の部		
株主資本		
資本金	322,420	322,420
資本剰余金	243,954	301,086
利益剰余金	13,006	△50,158
自己株式	△75,467	△75,467
株主資本合計	503,914	497,881
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,756	5,532
評価・換算差額等合計	5,756	5,532
純資産合計	509,671	503,413
負債純資産合計	631,588	638,943

(2) 【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
売上高	118,794	151,613
売上原価	49,224	55,031
売上総利益	69,569	96,581
販売費及び一般管理費	* 78,644	* 82,027
営業利益又は営業損失(△)	△9,075	14,554
営業外収益		
受取利息	65	41
受取配当金	6	6
雑収入	33	140
営業外収益合計	105	187
営業外費用		
支払手数料	179	—
雑損失	1	9
営業外費用合計	180	9
経常利益又は経常損失(△)	△9,150	14,733
特別利益		
貸倒引当金戻入額	173	757
製品保証引当金戻入額	61	226
特別利益合計	235	983
特別損失		
固定資産除却損	—	21
特別損失合計	—	21
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失(△)	△8,915	15,695
法人税、住民税及び事業税	72	72
法人税等調整額	—	2,616
法人税等合計	72	2,688
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△8,987	13,006

(3) 【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失 (△)	△8,915	15,695
減価償却費	2,700	3,587
商標権償却	16	16
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△173	△757
賞与引当金の増減額 (△は減少)	△6,060	△5,683
製品保証引当金の増減額 (△は減少)	△61	△226
本社移転損失引当金の増減額 (△は減少)	—	△6,880
受取利息及び受取配当金	△71	△47
固定資産除却損	—	21
売上債権の増減額 (△は増加)	8,664	53,337
たな卸資産の増減額 (△は増加)	1,644	△902
仕入債務の増減額 (△は減少)	△4,124	△14,975
その他の流動資産の増減額 (△は増加)	△3,928	△6,011
その他の固定資産の増減額 (△は増加)	89	△1,543
その他の流動負債の増減額 (△は減少)	9,141	2,970
長期前受収益の増減額 (△は減少)	△1,085	△1,049
その他	179	—
小計	△1,984	37,550
利息及び配当金の受取額	71	47
法人税等の支払額	△25	△145
営業活動によるキャッシュ・フロー	△1,937	37,452
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△1,548	△1,529
有形固定資産の取得による支出	△2,975	△13,140
無形固定資産の取得による支出	△112	△643
貸付けによる支出	—	△300
貸付金の回収による収入	150	20
その他	61	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△4,425	△15,593
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△20,715	—
配当金の支払額	△12	△4,443
財務活動によるキャッシュ・フロー	△20,727	△4,443
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△27,091	17,415
現金及び現金同等物の期首残高	409,792	373,335
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 382,700	※ 390,751

【四半期財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	<p>当第1四半期会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)</p>
<p>会計処理基準に関する事項の変更</p>	<p>資産除去債務に関する会計基準の適用</p> <p>当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益、経常利益及び税引前四半期純利益は、それぞれ422千円減少しております。</p>

【簡便な会計処理】

一部の項目について簡便な会計処理を適用しておりますが、重要なものではありません。

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期貸借対照表関係)

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※ 有形固定資産の減価償却累計額は、24,132千円です。	※ 有形固定資産の減価償却累計額は、23,296千円です。

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)								
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。	※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。								
<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">27,212千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,203千円</td> </tr> </table>	給与手当	27,212千円	賞与引当金繰入額	1,203千円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">給与手当</td> <td style="text-align: right;">23,718千円</td> </tr> <tr> <td>賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,172千円</td> </tr> </table>	給与手当	23,718千円	賞与引当金繰入額	1,172千円
給与手当	27,212千円								
賞与引当金繰入額	1,203千円								
給与手当	23,718千円								
賞与引当金繰入額	1,172千円								

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在)	※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年6月30日現在)
(千円)	(千円)
現金及び預金勘定	412,942
預金期間が3か月を超える定期預金(積立定期預金)	△30,241
現金及び現金同等物	382,700
	現金及び預金勘定
	421,065
	預金期間が3か月を超える定期預金(積立定期預金)
	△30,313
	現金及び現金同等物
	390,751

(株主資本等関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)及び当第1四半期累計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 11,631株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 2,333株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月25日 定時株主総会	普通株式	6,973	750	平成22年3月31日	平成22年6月28日	資本剰余金

(有価証券関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)

当社ではデリバティブ取引を全く利用していないため、該当事項はありません。

(持分法損益等)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期会計期間(自平成22年4月1日至平成22年6月30日)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

当第1四半期会計期間末(平成22年6月30日)

資産除去債務が、会社の事業の運営において重要なものとなっており、かつ、前事業年度の末日に比べて著しい変動が認められます。

変動の内容及び当第1四半期会計期間における総額の増減は次のとおりであります。

前事業年度末残高(注)	一千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6,841千円
その他増減額(△は減少)	5千円
当第1四半期会計期間末残高	<u>6,847千円</u>

(注) 当第1四半期会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当第1四半期会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務諸表が入手可能であり、取締役会が業績を評価し経営資源の配分を決定するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品の区分別のセグメントから構成されており、「アプリケーション開発事業」及び「受託開発事業」の2つを報告セグメントとしております。

「アプリケーション開発事業」は自社開発によるCRMアプリケーションソフト「WEB CAS(ウェブキャス)」シリーズの企画・開発・販売・保守、及び「WEB CAS(ウェブキャス)」シリーズを活用したメールマーケティングのプランニング・コンテンツ制作を行っております。「受託開発事業」はウェブサイトの受託開発、「WEB CAS(ウェブキャス)」シリーズの付加機能開発、企業業務システム・アプリケーションの受託開発及び画像加工・イラストレーション等を使用したホームページ・ウェブコンテンツの企画・制作を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年6月30日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他	合計
	アプリケーション開発事業	受託開発事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	103,369	48,244	151,613	—	151,613
セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	103,369	48,244	151,613	—	151,613
セグメント利益	43,067	12,141	55,208	—	55,208

3. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の主な内容（差異調整に関する事項）

(単位：千円)

利益	金額
報告セグメント計	55,208
「その他」の区分の利益	—
セグメント間取引消去	—
全社費用（注）	△40,654
四半期損益計算書の営業利益	14,554

(注) 全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

4. 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

(追加情報)

当第1四半期会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期会計期間末 (平成22年6月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 54,815.15円	1株当たり純資産額 54,142.16円

2. 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額等

前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 833.43円 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。	1株当たり四半期純利益金額 1,398.87円 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額 1,387.53円

(注) 1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	当第1四半期累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年6月30日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額		
四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△8,987	13,006
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	△8,987	13,006
期中平均株式数(株)	10,784	9,298
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	76
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

(重要な後発事象)

当社は、平成22年8月11日開催の取締役会において、会社法第236条、第238条及び第239条並びに第15回定時株主総会の決議に基づき、当社の取締役及び従業員に対し、ストック・オプションとして新株予約権を発行することを下記のとおり決議いたしました。

(1) 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役	4名	700個
当社従業員	14名	150個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式850株とする。

なお、当社が株式分割(普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整するものとする。但し、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整により生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割} \cdot \text{併合の比率}$$

また、当社が資本の減少を行う場合等、目的である株式の数の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める株式の数の調整を行うものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(3) 発行する新株予約権の総数

850個とする。なお、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

但し、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数についても同様の調整を行うものとし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

(4) 新株予約権の払込金額

本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、各新株予約権の行使により交付される株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.05を乗じて得た金額とし、1円未満の端数は切り上げる。但し、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合は、それに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割・株式併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記株式数において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、当社が資本の減少を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は必要と認める行使価額の調整を行うものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成24年9月1日から平成28年8月31日とする。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時において、当社の取締役、監査役及び従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退職、その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。

② 新株予約権の相続はこれを認めない。

③ 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額に2分の1を乗じた額（但し、1円未満の端数は切り上げる。）とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
当社が消滅会社となる合併契約書、当社が分割会社となる会社分割についての分割計画書または分割契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書、もしくは株式移転計画書が当社株主総会で承認されたとき（株主総会の承認が必要ない場合は、当社取締役会で承認されたとき）は、取締役会が別途定める日に新株予約権を無償で取得できるものとする。
- (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。
- (11) 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項
当社が合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転（以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。
但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- ① 交付する再編対象会社の新株予約権の数
組織再編行為の効力発生時点において残存する新株予約権の数と同一の数とする。
 - ② 新株予約権の目的である株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - ③ 新株予約権の目的である株式の数
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。
 - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された額とし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。
 - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記（6）に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
 - ⑥ 新株予約権の行使条件
上記（7）に準じて定めるものとする。
 - ⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
上記（8）に準じて定めるものとする。
 - ⑧ 新株予約権の取得事由及び条件
上記（9）に準じて定めるものとする。
 - ⑨ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による当該新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権の割当日

平成22年8月18日

(リース取引関係)

著しい変動がないため記載を省略しております。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年 8月13日

株式会社エイジア

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第15期事業年度の第1四半期会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイジアの平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年 8月12日

株式会社エイジア
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾関 純 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 栗栖 孝彰 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社エイジアの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第16期事業年度の第1四半期会計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）及び第1四半期累計期間（平成22年4月1日から平成22年6月30日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び四半期キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社エイジアの平成22年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。